

第3号議案 2022（令和4）年度事業計画（案）

DPI 北海道は、DPI 日本会議の地方組織として、今年5月28日にオンラインで開催された「第37回認定 NPO 法人 DPI 日本会議 2022 年度総会」で確認された DPI 日本会議の方針と DPI ビジョン 2030 及び DPI 北海道の設立趣意書、定款及び地域のニーズに基づき、以下の課題を中心として、障害児・者の尊厳と権利が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して、DPI 日本会議及び関係団体等との連携に基づき取り組みを進める。

1. 障害者に関わる課題

- (1) 障害者の生活全般に関わる課題に関する調査・研究・検討・議論、提言等や必要な取り組みを進めるために「理事会（2カ月に1回）」、役員会（必要に応じて）」及び「居宅支援に関する勉強会（第2、第4火曜日）」等を原則として Zoom で開催する。
- (2) 北海道に設置されている北海道障がい者施策推進審議会の委員に山崎事務局次長の任期が満了となるため再任や行政等への要望書等を提出して意見を反映する。

2. 障害者の権利擁護の推進

障害者の権利擁護を進めるために障害者差別解消法及び北海道障がい者条例等を活用した取り組みを進める。今年度は北海道障がい者施策推進審議会権利擁護部会の委員に山崎事務局次長、北海道障がい者条例の推進にあたっては、石狩圏域地域づくり推進員に今田事務局長が就任していることから法制度の実効性を高めるために取組む。また、札幌市共生社会推進協議会委員の紺野副議長事を通じた取組みを進める。なお、今年度で山崎事務局次長及び紺野副議長については、任期満了を迎えることから引き続きの就任または、それが困難な場合の人選を進める。

3. 地域生活の確立

常時介助や医療的ケアが必要であっても安心・安全に地域生活ができるための環境を確保するための取り組みを進める。今年度の取り組みとしては以下のとおりとする。

- (1) 昨年度からの取組んでいる札幌市の非定型の導入にともなう支給決定に関する課題やグループホーム利用者の帰宅時における訪問系サービスの利用に関する課題の改善に引き続き取り組む。

- (2) 福祉系の大学との連携及び動画を活用して福祉・介護人材不足を解消するために取り組む。
- (3) 医療法人稲生会と連携して重度障害者の在宅介護や医療的ケア等が充実するために取り組む。
- (4) 道に設置されている北海道障害者介護給付費等不服審査会の委員であり紺野副議長については、今年度で任期満了を迎えることから引き続きの就任または、それが困難な場合の人選を進める。また、北海道自立支援協議会に我妻議長が委員として当事者の立場から意見を反映する。
- (5) 札幌市自立支援協議会で重度障がい者の課題として確認されている非定型の問題を改善するための取組みを進める。

4. インクルーシブ教育（共生・共学）の推進

- (1) インクルネットほっかいどうの構成団体として、障害の有無や程度に関わりなくすべての子どもが共に学び、ともに育つことができるインクルーシブ教育を実現するための取組みを進める。
- (2) 北海道教育委員会等との意見交換をコロナ禍の状況を踏まえた形式で、インクルーシブ教育の実現と必要な合理的配慮を確保するため、要請及び協議を継続する。
- (3) 今年度は、旭川市と名寄市に普通高校への進学を希望する障害児がいることから関係団体とも連携し、希望する普通高校への進学が実現できるよう取組みを進める。

5. 雇用・就労の推進

- (1) 2020年10月から厚生労働省が地域生活支援事業として開始した「雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援事業」については、2022年度から札幌市において、実施が予定されている。これを受けてDPI北海道の構成団体の活用を促進するとともに、制度の評価、課題を検証し、重度障害者の雇用を促進するために取組み。
- (2) 当団体理事がハローワークへの登録及び就職活動を展開することにより、一般就労における現状と課題の把握に努め、今後の活動に繋げる。

6. 様々なバリアフリーの推進

- (1) 障害者の社会参加を阻む物理的、情報面での社会的障壁を解消するための取組みを進める。
- (2) 今年度の取組みとしては、昨年度に引き続き北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会及び札幌市都市計画審議会については、昨年度で小谷副議長が委員を退任したため意見反映について検討し、取組み。

- (3) 札幌冬季オリパラの誘致については、東京オリパラの取組みの成果を継承・発展させ「共生のまちサッポロ」を創造することを目的として取組む。

7. 生活保護訴訟（いのちのとりで裁判）

生活保護基準額は、2013年8月から3年間で平均6.5%、最大10%の、かつてない引き下げが行われた。これを不服として、全国で受給者1万人により審査請求が行われた。その後、全国29か所、原告数は1022人（道内153人）が、引き下げ分を元に戻すよう裁判に訴えている。

こうした訴えについては、2021年3月29日に、札幌地裁はすべて棄却したことから、2021年4月12日に生活保護利用者105名が原告となり、高裁に控訴した。高裁での審理は2022年7月から開始される見通しであることから必要な取組みを進める。

8. 優生保護法北海道違憲訴訟に関する取り組み

「優生保護法被害北海道弁護団」との連携及び「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」の構成団体として傍聴行動や署名活動等の取り組みを進める。また、「2.8全国集会実行委員会」（今後、名称は変更になり、全国ネットワークのような形態になる）に、「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道」とともに参画する。

9. 海外の障害者に関する協力等

- (1) SDGs 北海道メジャーグループの構成団体として、活動に参加する。
- (2) 2023年3月に開催が予定されている「第10回DPI釜山大会」へ参加者を派遣するとともに分科会等において、レポートを提出する。併せて、大会の成功に向けた準備をDPI日本会議と共に進める。